

令和6年6月

保護者方様へ

お子様のう蝕（虫歯）治療完了後の保険の取り扱いについて

16歳未満で虫歯の多発傾向のないお子様が、再び虫歯にならないよう、以下の処置を行った場合、その一部が保険給付の対象となります（保険外併用療養費）。

1. フッ化物局所応用（フッ素塗布・1口腔）

別途負担金 1,760円（消費税含む） + 保険一部負担金

◎ 領収書をお受け取り下さい

※ 詳しくは主治医にご相談ください

日本大学松戸歯学部附属病院